

令和2年度「年末の交通事故防止県民運動」実施要綱

第1 目的

この運動は、交通量の増加に伴う道路の渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒の機会が増えるなど、様々な要因が重なり合って交通事故が発生しやすくなる年末の時期において、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

第2 期間

令和2年12月1日（火）から令和2年12月31日（木）までの31日間

第3 主 唱

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

第4 主催機関・団体、協賛機関・団体等

別記のとおり

第5 交通安全スローガン

「乗せるのは 君の^{かぞく}宝と その^{あした}未来」

第6 重点目標

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進
- 3 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

第7 重点目標に関する主な推進事項

1 飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶気運を醸成するため、次の項目を推進する。

- (1) 市町村及び関係機関・団体が連携した「山梨県飲酒運転根絶運動」「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」をはじめとした各種キャンペーンや広報啓発活動の実施
- (2) 飲酒運転四ない運動（「運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転を許さない」）の徹底
- (3) 飲酒運転に対する運転免許停止処分並びに運転免許取消処分及びそれに伴う欠格期間等、行政処分についての周知徹底
- (4) 飲酒に起因する運転免許取消処分者に対する飲酒行動の改善指導の実施
- (5) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- (6) 自動車運送事業者の営業所等におけるアルコール検知器の普及及びその適正利用の促進
- (7) ハンドルキーパー運動の徹底

2 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進

夕暮れ時や夜間の交通事故防止を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 12月は午後4時に自動車のヘッドライト(前照灯)を点灯
- (2) 道路環境・対向車に配慮しつつ、こまめな切り替えによる「ハイビームの活用」の促進
- (3) 早朝時、雨天・曇天などの悪天候時やトンネル内における自動車のヘッドライト(前照灯)の点灯
- (4) 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の活用促進と明るい色の服装の励行

3 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

高齢者と子供に対する交通安全意識の高揚及び車両運転者に対する高齢者や子供への保護意識の醸成を図るなど、高齢者と子供の交通事故を防止するため、次の項目を推進する。

- (1) 家庭、学校等における子供に対する交通安全教育の徹底
- (2) 高齢者と子供の交通事故実態の周知と啓発活動の実施
 - ア 横断歩行中の重大事故が多発し、特に、薄暮から夜間にかけて交通事故が発生しやすい環境であることの周知と啓発
 - イ 運転免許自主返納制度の周知促進、代替交通手段等及び助成制度の拡充についての働きかけ
- (3) 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
 - ア 高齢者の加齢に伴う運転特性等の周知
 - ・瞬発力、判断力の低下
 - ・歩行中や自転車乗用中の高齢者は、軽い接触でもバランスを崩しやすいため、重大事故に直結し、致命傷になりやすい
 - イ 上記特性を、高齢者自身や一般ドライバーに周知
 - ウ 運転適性診断の実施
- (4) 高齢者、子供等に対する交通安全指導の促進
 - ア 通学路等における危険箇所の把握と各関係機関の連携による保護・誘導活動
 - イ 幼児・児童に「4つの約束」(「飛び出しはしない」・「道路で遊ばない」・「右側を歩こう」・「横断歩道を渡ろう」)の周知等による交通安全教育の推進
 - ウ 走行車両の直前直後横断は重大事故に直結する法令違反であることを理解させるなど、交通事故の実態に応じた具体的な指導の実施
 - エ 各種講習会等による広報・啓発
 - 各種講習会等を活用し、一般ドライバーに対して高齢者や子供を見かけた際の減速、徐行、一時停止等の思いやり運転の励行などを周知するため、広報・啓発を実施する
 - オ 「3る一る励行運動」の推進
 - あらゆる機会を活用して、高齢者を交通事故から守る「3る一る励行運動」(「見る」「止まる」「ゆずる」)の徹底を図る
- (5) 反射材の効果についての周知及び着用の促進
- (6) 老人クラブや子供クラブ等における交通安全活動の推進
- (7) 安全運転サポート車の普及推進

「衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」等の先進安全技術が搭載された「安全運転サポート車」の普及について、国を挙げて推進していることから、あらゆる機会をとらえ、関係機関・団体等が連携して推進する。

第8 その他の推進事項

「第7 重点目標に関する主な推進事項」のほか、薄暮時間帯における交通事故が増加する傾向を踏まえた上で運動の展開を図る。

また、年末という時期に配意し、それぞれの地域・職場等において、法令の遵守を図るとともに、それぞれの所管及び実態に即して交通安全の確保に必要な次の事項を積極的に推進する。

- 1 二輪車利用時の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践及びヘルメットの正しい着用の徹底とプロテクター装着の促進
- 2 全ての座席でのシートベルト着用の徹底とチャイルドシートの正しい使用方法と着用効果に対する知識の周知促進
- 3 自転車利用時の交通ルールと交通マナーの正しい理解と安全利用の推進
- 4 自動車の点検・整備の促進及び無車検、無保険車両の追放
- 5 大型車両等の過積載等、違法運行の防止
- 6 違法駐車等の追放
- 7 障害者が安心して利用できる交通環境の整備と交通マナーの徹底
- 8 安全運転5則（「安全速度を守る」「カーブの手前でスピードを落とす」「交差点では必ず安全を確かめる」「一時停止で横断歩行者の安全を守る」「飲酒運転は絶対にしない」）の徹底
- 9 高速道路における高速運転安全5則（「安全速度を守る」「十分な車間距離をとる」「割込みをしない」「わき見運転をしない」「路肩走行をしない」）の励行と、高速乗合バス及び貸切バス等における、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化
- 10 高速道路における非常時（故障・事故）の措置等に関する広報啓発活動の推進
- 11 走行中の重大事故抑止に向けた日頃の運行前点検等の重要性に係る効果的な広報啓発
- 12 積雪・凍結時における安全運転の徹底
- 13 道路交通に関する情報の提供と効果的な広報活動の強化
- 14 暴走族が集まりやすい場所、広場等の管理者への管理対策の徹底
- 15 暴走族追放三ない運動「暴走しない。させない。見に行かない。」の徹底
- 16 暴走族への加入阻止対策、暴走族からの離脱・立直り支援対策の推進
- 17 幹線道路、高速道路等における無謀運転（特に速度違反）及び妨害運転の取締りの強化
- 18 不法改造車両及び整備不良車両の取締りの強化
- 19 「危険ドラッグ」使用による運転の悪質性・危険性に関する広報啓発活動

第9 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意するとともに、第6及び第7に掲げる運動の重点目標及び推進事項並びに第8に掲げるその他の

推進事項の趣旨が幼児から高齢者まで広く県民各層に浸透して交通事故防止が図られるよう、次の事項に従い効果的に運動を展開するものとする。

1 主催機関・団体は、相互に連携を密にし、それぞれの組織の特性に応じた地域住民が参加しやすい実施計画を定め、創意工夫を凝らした取組を行うものとし、その具体的実施を管下の機関・団体に徹底させる。

また、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、地域ミニコミ紙等、各種広報媒体を活用し、広報啓発活動を活発に展開するとともに、マス・メディア等に対し、積極的に情報提供を行い、交通安全意識の高揚に努める。

2 市町村は、主催及び協賛の機関・団体をはじめ他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域の実情に即した県民の提案や発意を活かした具体的な実施計画を策定し、これに基づいた主体的活動を推進するとともに早期に推進体制を確立する。

また、市町村広報誌、広報車、地域CATV、防災無線等を活用し、地域住民に対する広報啓発活動を展開し、交通安全意識の高揚に努める。

3 協賛機関・団体は、主催機関・団体をはじめ他の関係機関・団体等との連携を密にして、本運動の趣旨等について組織の末端まで浸透を図るとともに、それぞれの組織の特性に応じた交通安全活動を積極的に実施し、地域と一体となった県民総ぐるみの運動を展開する。